

## 外国語の話せる添乗員制度の創設について

このことについて、True Japan Tour 株式会社から、日本文化体験交流塾に対して、「外国語の話せる添乗員 English-Speaking Tour Manager (ETM)」制度の創設が提案された。11月2日、NPO 日本文化体験交流塾の理事会において、「通訳案内士との関係を明確にすること」との条件を付して、以下のとおり承認したので、お知らせします。

### 第1 概要

#### 1 実施主体

特定非営利活動法人日本文化体験交流塾及び True Japan Tour 株式会社が連携して実施する。

(1) 特定非営利活動法人日本文化体験交流塾(IJCEE)

- ・会員数 1200 名 その 90%を超える者が全国通訳案内士である。

(2) True Japan Tour 株式会社(TJT)

- ・True Japan Tour 株式会社が運営する通訳案内士等の養成機関である True Japan School には、通訳案内士試験合格者の 25%が所属している。
- ・True Japan Tour 株式会社は、旅行業法第 12 条の 12 に定める、旅程管理主任者の観光庁承認の登録研機関である。2023 年は、208 名が受講し、旅程管理主任者の資格を取得している。

#### 2 開始時期

2024 年 2 月上旬

### 第2 新制度が必要とされる背景

- ・2023 年 4 月、全国通訳案内士の絶対的な不足が生じた。
- ・全国通訳案内士の受験者の減少、試験問題の難問・奇問の増加に伴い通訳案内士試験の合格者が不足している。
- ・日本通訳案内士団体連合会は、添付ファイルのと通りの要望書を提出したが、JNTO による検討会は、開催されなかった。その結果、1 次合格者は、少数にとどまり、2024 年 2 月の合格者も多くないと予想される。

2023 年 10 月末に開催されたトラベルマートにおいて、海外のエージェント、国内の旅行会社共に、全国通訳案内士の不足に憂慮していた。それとともに、新しい形の人材(英語の話せる添乗員等)に対する強いニーズがあることが分かった。

### 第3 新制度の設置目的と条件

#### 1 旅程管理能力を有し、かつ外国語の話せる人材の育成し、確保すること

不足する全国通訳案内士を補完するとともに、観光現場のニーズに即応した人材育成として、「外国語の話せる添乗員」を創設する。

外国語の話せる添乗員は、各言語ごとに創設する。英語にあつては、以下のとおり表現する。

英文表記「English-Speaking Tour Manager」 略称は、ETMとする。

#### 2 通訳案内士との関係

理事会での委員の意見を踏まえて、以下のように定義する

##### (1) 全国通訳案内士の上位性

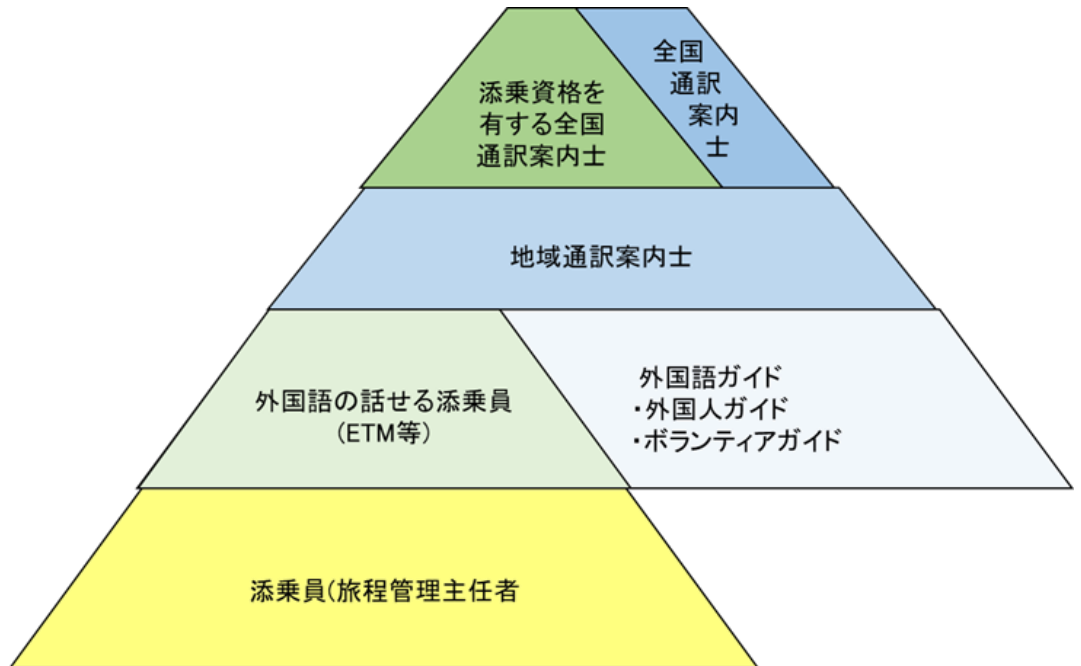
- ・外国語を用いて、外国人に旅行に関する業務を実施するにあたっては、国家試験合格者である全国通訳案内士を上位としておく。
- ・与えられる業務や活動分野が全国通訳案内士に比べて、簡素なため、処遇も全国通訳案内士に比較して、下位となる。

##### (2) 全国通訳案内士を目指す者に対する支援・準備等

・全国通訳案内士試験の問題が極めて難解で、試験合格が壁となっている。このため、何年も費やして合格に至る者が少なくない。こうした者にとって、収入の確保として、ETM等を提供する。

・通訳案内士試験1次試験合格者にとっては、2次試験が課題となる。2次試験は、口述の面接試験が中心となる。本試験は、単なる知識を問うのではなく、実際のお客様に対する対応能力が試される。現在、合格率は、50%程度と低い。その理由の一つとして、受験生の経験不足があげられる。

受験生が、ETM等として、活動することにより、現場感覚を身に着ける。これにより、全国通訳案内士として、飛躍していくステップとする。



## 第4 語学の話せる添乗員(ETM等)制度の概要

### 1 種別と主な認定基準、活動の場

種別	旅程管理主任者	認定に必要な条件	活動の場(例)
ETM等 2級	有資格者	True Japan Schoolの実施する公開試験において、以下の科目で合格すること。 ・語学(英語) ・日本歴史 ・日本地理 ・一般常識 ・通訳案内の実務	・料理、茶道等の体験講師 (以上については、各専門研修が必須です。) ・空港・ホテル送迎 ・日帰りのガイドツアー(繁忙期であって、遠隔地のクルーズ船など、ほかに、適任者のいないときに限る)
ETM等 1級	有資格者	2級合格者のうち、IJCEEの実施する新人研修を受講し、プレゼンテーション演習で、一定以上の評価を得た者	2級ETMの活動の場に加え、以下の活動が可能です。 ・相撲稽古場見学ガイド ・築地ガイド (以上については、各専門研修の受講が要件となります。) ・外国の高校生などの教育旅行における添乗員など、より幅広い活動機会が与えられる。 ・外国人顧客のいる企画募集旅行等の添乗員として、派遣する。
特1級	有資格者	・1級の資格を得て、2年以上の実務経験を要する者から試験等により、認定する。 詳細は、今後の検討課題とする。	

### 2 能力認定の方法

全国通訳案内士の実績を踏まえつつ、True Japan Schoolの実施する公開模試による能力認定を行う。すなわち、1次試験で不合格な科目があっても、当社模試において、実力を発揮した者を当社の「英語の話せる添乗員」(English-Speaking Tour Manager)として、認定する。

年4回程度(1月、3月、5月、7月)に公開模試を実施し、能力の認定を図る。(2023年受験者数 700人余、2024年は、1000名を超える受験者を想定)

### 3 ETM 2 級の認定基準

試験科目	合格点 (通訳案内士 試験)	試験範囲	試験免除	教科書
語学	70 点 (70 点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光庁試験に準 ずる</li> <li>・英作文を加える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光庁試験の免除科目 に該当する者</li> <li>・観光庁試験において語 学の筆記試験に合格した 者ことのある者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三修社「全国通訳 案内士試験「英語」 合格! 対策」</li> </ul>
日本歴史	60 点 (70 点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光庁試験に準 ずる</li> <li>・建築・美術を重 点とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光庁試験の免除科目 に該当する者</li> <li>・観光庁試験において日 本歴史の筆記試験に合格 したことのある者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三修社「全国通訳 案内士試験「歴史」 合格! 対策」</li> <li>・高校「日本史」</li> </ul>
日本地理	60 点 (70 点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光庁試験に準 ずる</li> <li>・訪日客が訪れる 地域を重点とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光庁試験の免除科目 に該当する者</li> <li>・観光庁試験において日 本地理の筆記試験に合格 したことのある者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三修社「全国通訳 案内士試験「地理」 合格! 対策」</li> <li>・「地域の歴史が学 べる通訳ガイドガイ ドの観光ガイドブッ ク」京都編、東京編 等シリーズ</li> </ul>
一般常識	60 点 (60 点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光白書</li> <li>・日本文化を重点 とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光庁試験の免除科目 に該当する者</li> <li>・観光庁試験において一 般常識の筆記試験に合格 したことのある者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際人のための日 本文化の基礎知識 (当社出版物)</li> <li>・特別研修「日本文 化」講師 米原亮三</li> </ul>
通訳案内 の実務	60 点 (60 点)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光庁試験において通 訳案内の実務の筆記試験 に合格したことのある者</li> </ul>	

※学科の免除は、通訳案内士試験に準ずる。

ただし、外国人ネイティブにあっては、日本語能力認定による。

これにより、通訳案内士試験の対象としない言語の者も、日本の歴史、地理、一般常識等を身に付ける機会とする。

※学科試験は、通訳案内士試験又は、当社公開模試に1度でも合格した場合、以降は、有資格とする。  
また、通訳案内士試験の1次試験合格で、2次試験に進んだ者は、旅程管理主任者の資格を得て、2級認定となる。

#### 4 ETM 1級の認定基準

2級の有資格者は、日本文化体験交流塾の実施する新人研修を受講することができる。本研修に付随する、プレゼンテーション演習で一定以上の得点を得た者は、English-Speaking Tour Manager 1級の資格を認定する。

※2級認定者は、IJCEE主催の新人研修を受講することができる。この場合において、事後的に全国通訳案内士試験に合格した者は、その後の新人研修を受講することなく、ガイド実務に従事することができる。

以上 報告します

特定非営利活動法人日本文化体験交流塾 理事長 米原亮三

#### 5 今後のスケジュール

日程	時間	実施内容	備考
2023年12月24日(日)	9時00分～9時30分	ETM制度説明会	
2024年1月13日(土)	13時00分～13時30分	ETM制度説明会	
2024年1月14日(日)	9時30分～11時30分	講義 日本文化Ⅰ	講師 米原亮三
	12時30分～14時30分	講義 日本文化Ⅱ	
2024年1月28日(日)	10時00分～17時00分	TJS全国通訳案内士 試験 公開模試 (ETM等 認定試験)	

##### 【事務局】

日本文化体験交流塾及びTrue Japan Tour 株式会社  
通訳案内士育成室 秋本陽二

住所：東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館 本館 B109  
電話：03-6432-0193  
Eメール：info@tjschool.jp